

福井工業高等専門学校
いじめ防止等基本計画

2020.6.30

目 次

いじめ防止等基本計画

1. いじめの定義、いじめの禁止、基本的姿勢	1
2. 本校及び教職員の責務	1
3. いじめの防止等の対策のための組織、対策委員会の職務	2
4. いじめの未然防止のための取組	2
5. いじめの早期発見のための取組	3
6. いじめ事案への組織的対応	3
7. インターネット等によるいじめへの対応	4
8. いじめを行った学生への指導・懲戒	4
9. いじめの解消	4
10. 重大事態への対処	4
11. 教職員の研修等	5
12. 実効的な PDCA サイクルの確保並びに学校及び教職員評価における留意事項	5
13. 文書の取扱い	5
14. いじめ防止等全体の流れ（PDCA サイクル）	6
15. いじめの解消と再発防止のためのフロー図	7

いじめ防止プログラム

1. 未然防止に向けて	8
2. 早期発見に向けて	9
3. いじめ防止プログラム年間計画	10

早期発見・事案対処マニュアル

1. 早期発見と相談窓口、事案調査	11
2. 被害学生・保護者への対応	11
3. 加害学生・保護者への対応	12
4. いじめの解消、情報開示	12
5. 重大事案	12

いじめの「重大事態」への対応について

1. 背景、いじめの重大事態とは	13
2. 基本的な姿勢	13
3. 重大事態の調査に関する方針	14
4. 重大事態の発生時の報告と初動、重大事態に至らない事案における報告	14
5. いじめ対応報告書	15

福井工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

校長裁定 令和2年6月30日

福井工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下、同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため「独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）いじめ防止等対策ポリシー」（平成26年3月27日制定、令和2年4月30日改定。以下「ポリシー」という。）並びに「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」（令和2年4月30日制定。以下「ガイドライン」という。）の定めにより、「福井工業高等専門学校いじめ防止等対策の基本計画」（以下「本計画」という。）を定める。

（いじめの定義）

- 第1 「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（いじめの禁止）

- 第2 学生は、いじめを行ってはならない。本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を校内に醸成するよう努める。

（基本的姿勢）

- 第3 いじめは、どの学生にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、機構、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- 4 本校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、本校における組織的な対応を行う。

（本校及び教職員の責務）

- 第4 本校及び本校の教職員は、法及び国の基本方針に定めるところにより、本校に在籍する学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 2 本校の全ての教職員は、本基本計画の読解を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行う。
- 3 校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行する。
- 4 本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽、放置しない。

(本校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

- 第5 本校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。
- 2 対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学生主事
 - (2) 学生相談室長
 - (3) 学生主事補
 - (4) 事務部長
 - (5) 学年主任
 - (6) その他校長が必要と認めた者
- 3 対策委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、いじめに関する苦情相談の事案に関係ある委員がいる場合は、当該委員を構成員から除くものとする。

(対策委員会の職務)

- 第6 対策委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) いじめの未然防止、早期発見等のための対策の推進に関すること
 - (2) いじめに関する事実関係の確認及び調査に関すること
 - (3) いじめに関する申立人及び被申立人間の調停に関すること
 - (4) いじめに関する調査及び調停の結果の記録及び校長への報告に関すること
- 2 対策委員会は、本校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たっての中核的組織として機能するようにしなければならない。
- 3 対策委員会は、前項各号の職務を迅速かつ適切に行うほか、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない
- 4 対策委員会はその役割・機能を果たすよう定期的に開催されるとともに、開催したときは議事録を作成する。
- 5 対策委員会がその職務上で収集した資料及び作成した記録については、関係する学生が本校に在籍しなくなってから5年が経過するまで、本校学生課にて管理し保存する。

(いじめの未然防止のための取組)

- 第7 本校は、学生の豊かな情操と道徳心を培い、学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、法教育（いじめが刑事事件、少年の保護事件、民事事件の対象となり得ること等に関する教育を含む）及び体験活動等の充実を図る。
- 2 本校に在籍する学生の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する学生が自主的に行うものに対する支援、本校に在籍する学生及び

その保護者並びに本校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な取り組みを行う。

- 3 対策委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下、「いじめ防止プログラム」という。）を策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた未然防止の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知する。

（いじめの早期発見のための取組）

- 第8 本校は、学校におけるいじめを早期に発見するため、対策委員会並びに学生相談室等が実施主体となって、本校に在籍する学生に対するアンケートによる定期的な調査その他の必要な取り組みを計画的に行う。
- 2 本校の教職員は、いじめの早期発見に努めるため、学生の日常生活における変化やシグナルを見逃さないよう、日頃から学生を見守るとともに、教職員相互が積極的に学生の情報交換を行い、情報を共有する。
- 3 本校は、法第16条に基づき整備する学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制として、学生相談室を中心に精神科医、カウンセラーなど様々な専門性を持つ外部人材をもって充てる。
- 4 機構や法務局など、本校以外の相談窓口についても学生へ適切に周知する。
- 5 各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対するきめ細かな支援など、いじめの防止や早期発見のために必要な取り組みを行う。
- 6 対策委員会は、前項までの取組を含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアルを策定し、全ての教職員の共有を図り、その実施を通じて学校全体を挙げた早期発見の組織的取組の中核機関としての役割を果たすとともに、その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知する。

（いじめ事案への組織的対応）

- 第9 本校の教職員は、法にのっとり、いじめを発見した、又はいじめに関する相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学生相談室と情報を共有するとともに、対策委員会に報告する。対策委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認のために調査を行うとともに、学校はその結果を機構に報告する。
- 2 対策委員会は、いじめに係る問題の事実関係等の把握に努め、公正に調査を実施する。
- 3 本校は、事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、学生相談室及び対策委員会の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。
- 4 いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援や助言を行う。
- 5 いじめを受けた学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学生の不安を除去したり、相談できる環境を整えたりする等、学生を支える体制を構築する。必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。
- 6 いじめを受けた学生及びその保護者に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための取り組みを行う。
- 7 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれ

に対処するものとし、本校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- 8 いじめを見ていた学生に対しても、当事者間のみの問題とせず、いじめが起きた集団、学校全体の問題と捉え、機会を捉えて根絶の働きかけを行う。

(インターネット等によるいじめへの対応)

- 第10 インターネット等によるいじめは、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、本校は、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。
- 2 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた学生又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、当該学生及び保護者に説明を行う。

(いじめを行った学生への指導・懲戒)

- 第11 本校は、いじめを行った学生に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの状況に応じて、いじめを行った学生が孤立感や疎外感を覚えないよう一定の教育的配慮の下、保護者と連携して特別の指導計画による指導を行う。
- 2 本校に在籍する学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定及び「福井工業高等専門学校学生の懲戒に関する規則」に基づき、適切に、当該学生に対して懲戒を加える。
- 3 いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った学生が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(いじめの解消)

- 第12 いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっては、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導を行う。

(重大事態への対応)

- 第13 いじめにより本校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより該当する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として扱い、本校の定める「いじめの『重大事態』への対応について」に従い、対処するとともに機構とも連携を図る。
- 2 本校は、いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。
- 3 機構及び本校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、機構又は学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、

いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

- 4 本校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- 5 本校が重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構の承認を得るものとし、機構は重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。
- 6 本校は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。
- 7 重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う。

（教職員の研修等）

- 第14 機構及び本校は、本校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な取り組みを計画的に行う。
- 2 前項の研修は、いじめの防止等の対策に従事するために必要なポリシー及びガイドラインへの精通、学校全体での組織的な対処及びそのための教職員相互間における日常的なつながりと信頼感及び一体感の向上（同僚性の向上）の確保を目的とする。

（実効的なPDCAサイクルの確保並びに学校及び教職員評価における留意事項）

- 第15 本校は、本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、PDCAサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを評価するとともに必要な改善のための措置を講じる。
- 2 毎年度、前項の評価及び改善のための措置を機構に報告するとともに、インターネットにより公表する。
- 3 自ら点検及び評価を行う場合や教職員の人事評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの積極的な認知など実態の把握及びいじめに対する適切な情報共有組織的な対応等が適切に行われるよう、いじめの防止等に関する適切かつ最大限の取組、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるように努める。

（文書の取扱い）

- 第16 機構及び本校は、いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った廃棄等が行われることがないように、独立行政法人国立高等専門学校機構 法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うものとし、そのために必要な措置を講じる。

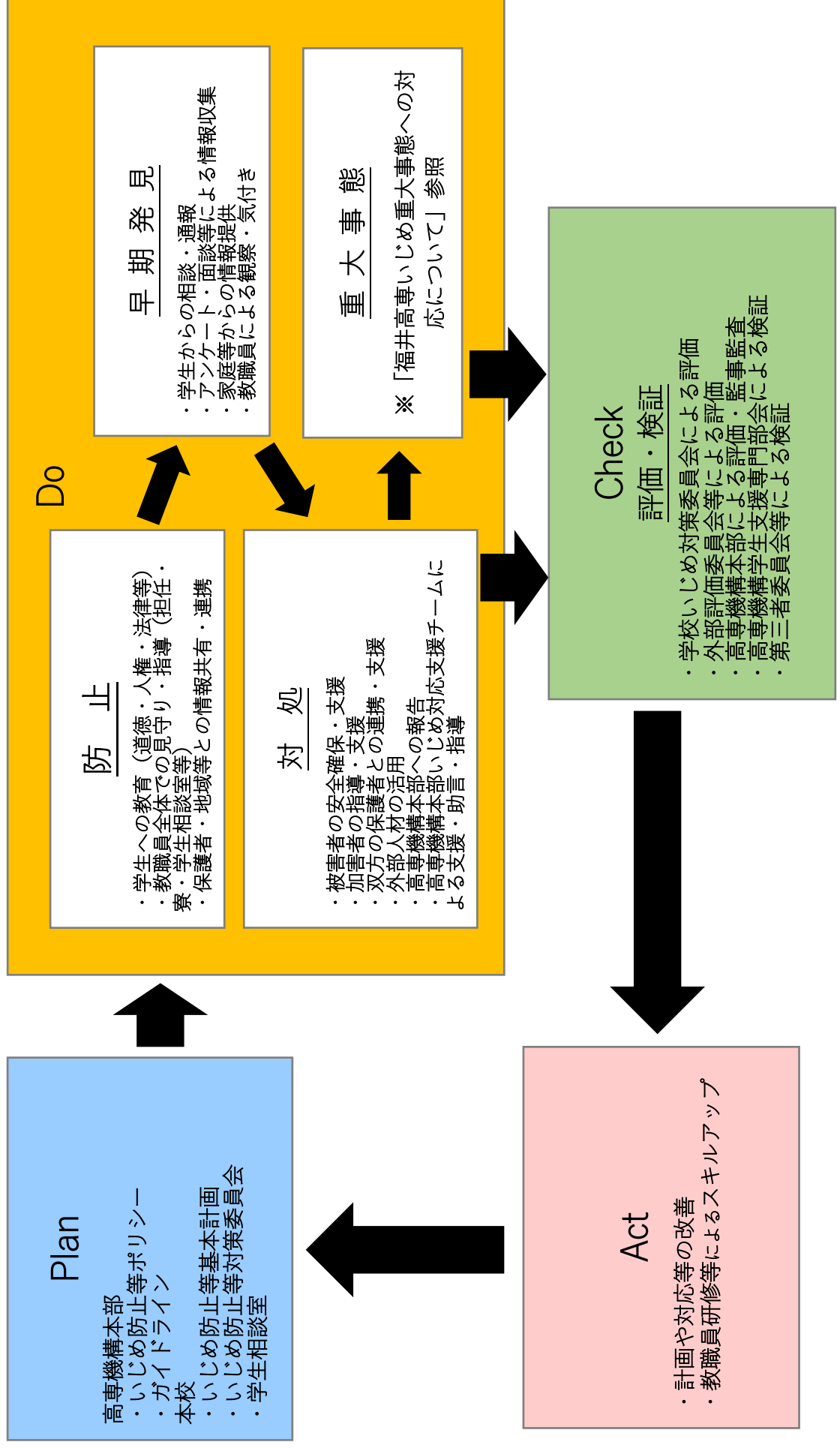
（庶務）

- 第17 本計画に関する事務は、学生課が行う。

（雑則）

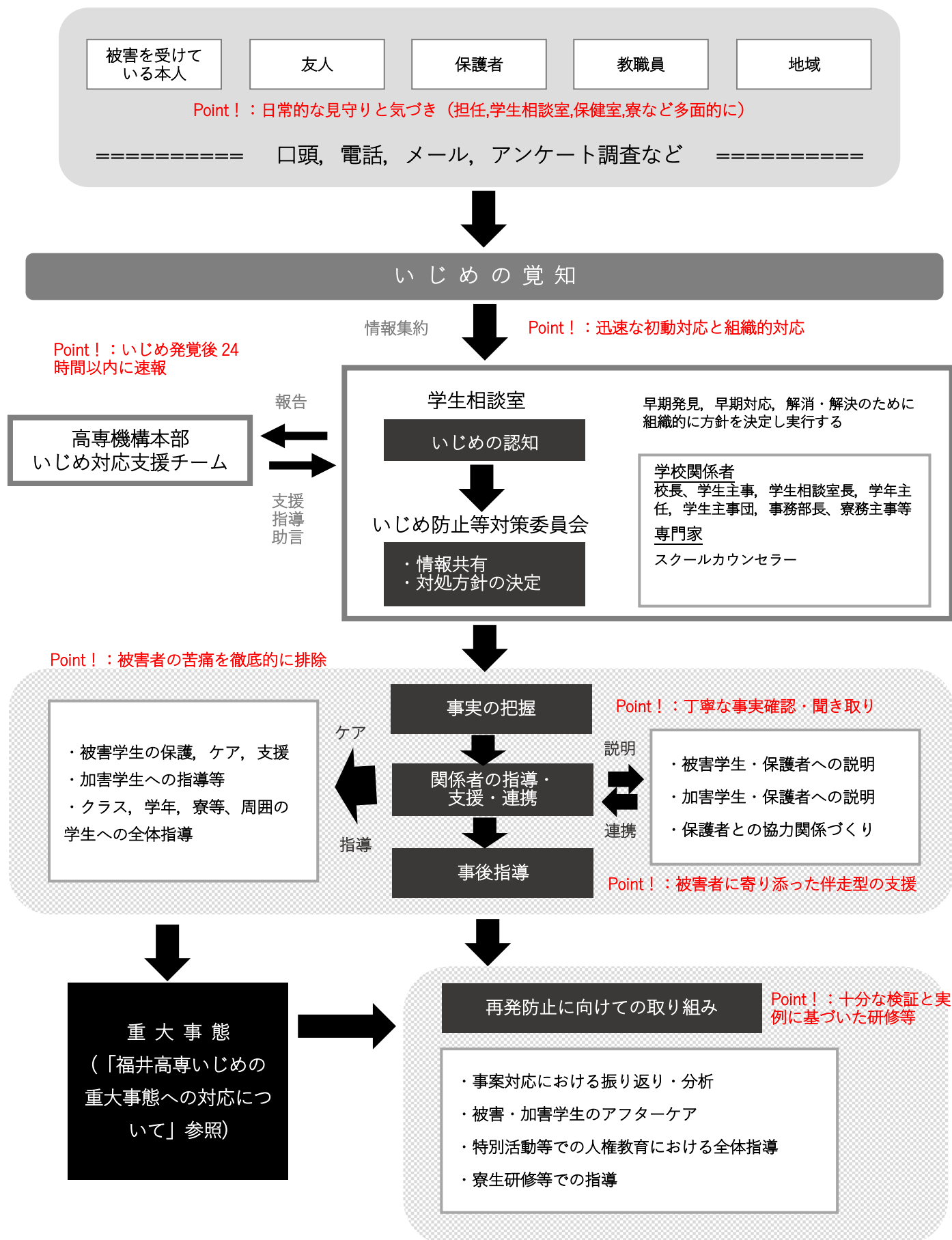
- 第18 本計画に定めるもののほか、いじめの防止等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

いじめ防止等の全体の流れ（PDCA サイクル）



いじめの解消と再発防止のためのフロー図

Point! : 特に教職員の日頃の情報共有は重要



福井工業高等専門学校いじめ防止プログラム

1・未然防止に向けて

(1) いじめ防止等基本計画の周知

- [対象] 教職員
- [目的] 教職員全体が、「いじめ防止等基本計画」の内容を確認し、本校のいじめ問題への姿勢を理解することで、組織的対応を可能にする。
- [方策] 教員会議などで周知をする。
- [時期] 4月

(2) 教職員対象研修会

- [対象] 教職員
- [目的] 教職員のいじめ問題に対する意識を高め、いじめを未然に防止するための基礎知識を獲得する。
- [方策] いじめに関する研修会を開催する
- [時期] 夏季休暇中（9月）

(3) 学生対象講演会

- [対象] 学生
- [目的] 対人的なトラブルやネットトラブルに対する予防策を学ぶ。
- [方策] いじめやネットトラブルに関する講演会を開催する。
- [時期] 本科1～4年生の4月から7月、10月から1月にかけて実施。

(4) 寮生対象講演会

- [対象] 寮生
- [目的] 学寮内のスムーズな人間関係の構築を助ける。
- [方策] 寮生向け講演会を実施する。
- [時期] 5月

(5) 学生・保護者・地域に向けた学校方針の周知

- [対象] 学生、保護者、地域
- [目的] いじめに対する学校としての方針を周知する。
- [方策] 学生に対しては「ストップいじめ・ハラスメントパンフレット」を配布し、HRなどで本校のいじめに対する姿勢について、教員から伝える。また、学生便覧に「いじめ防止等基本計画」を掲載する。地域に対しては、本校ウェブサイト「いじめ防止等基本計画」を掲載する。また、保護者に対しては、保護者懇談会、などで説明する。
- [時期] 学生向けは4月。本校ウェブサイトは随時。また、保護者は10月（保護者懇談会実施の際）に行う。

2・早期発見に向けて

(1) いじめに関するアンケートの実施

- [対象] 学生ならびに教員
- [目的] いじめを発見する。
- [方策] 学生向けには前期に2回、後期に学生相談室による「高専生活に関するアンケート」の中で、いじめとハラスメントに関するアンケートを実施する。教員向けには「いじめ認知件数等の調査」を行う。
- [時期] 学生向けは5月、7月、11月に実施。教員向けは2月に実施。

(2) 学内外の相談窓口の周知

- [対象] 学生、保護者
- [目的] 学生と保護者に学内外の相談窓口を周知することで、いじめ問題に直面した際に、早急に相談先につなぐことができる。
- [方策] 掲示物。パンフレットの配布。学校のホームページでの紹介。
- [時期] 掲示物、パンフレットは4月。ホームページでの紹介は随時。

(3) 教職員対象研修会（1・(2)と同じ）

- [対象] 教職員
- [目的] 教職員のいじめ問題に対する意識を高め、いじめを早期に発見し、対応するための基本的スキルを獲得する。
- [方策] いじめに関する研修会を開催する。
- [時期] 夏季休暇中（9月）

(4) 個人面談

- [対象] 学生
- [目的] 学生の抱えている問題を聞き取る。
- [方策] 年に数回、必要に応じて指導教員による個人面談を行う。
- [時期] 随時

(5) 学生相談室、保健室との連携

- [対象] 学生
- [目的] いじめなどのトラブルに巻き込まれている学生を発見する。
- [方策] 学生相談室、保健室と連携することで、重大な問題に直面している学生に早期に対応する。
- [時期] 学生相談室、保健室と連携することで、重大な問題に直面している学生に早期に対応する。

福井高専いじめ防止プログラム年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
学 生 ・ 保 護 者 対 象	・新入生オリエンテーション（学生主 事講話、総合情報処理センター長講 話） ・学内外の相談窓口の周知 ・いじめに関する講演会 ・保護者向けに本校の方針を周知 ・学生便覧に「いじめ防止等基本計 画」を掲載。 ・ストップいじめ・ハラスメントパン フレットを配布	・いじめに関する講演会 ・学生向け「いじめ、ハラスメントに 関するアンケート」の実施 ・寮生向け講演会	・いじめに関する講演会	・いじめに関する講演会 ・寮生保護者懇談会 ・学生向け「いじめ、ハラスメントに 関するアンケート」の実施		・保護者アンケート
教 職 員 対 象	・「学校いじめ防止等基本計画」の周 知					・教職員向け研修会
策 じ 委 員 会 防 止 等 対	・第1回いじめ防止等対策委員会（定 例）「アンケートの準備など」 ・いじめ防止基本計画等をHPに掲載		・第2回いじめ防止等対策委員会（定 例）「アンケートの分析と対応」		・第3回いじめ防止等対策委員会（定 例）「アンケートの分析と対応」	
学 生 ・ 保 護 者 対 象	10月 ・ネットトラブルに関する講演会 ・保護者懇談会	11月 ・学生相談室「高専生活に関するアン ケート」実施（いじめ・ハラスメント のアンケートを含む）	12月 ・ネットトラブルに関する講演会	1月 ・ネットトラブルに関する講演会	2月	3月
教 職 員 対 象					「いじめの認知件数等の調査」実施	
策 じ 委 員 会 防 止 等 対		・第4回いじめ防止等対策委員会（定 例）「中間評価・後期の計画」		・第5回いじめ防止等対策委員会（定 例）「アンケートの分析と対応」		・第6回いじめ防止等対策委員会（定 例）「アンケートの分析と対応、基本 計画、いじめ防止プログラム等の見直 し」

1・早期発見と相談窓口

- (1) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第1歩となるものであり、いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」）並びに学生相談室が中心となり、学生に関わるすべての教職員が保護者や地域とも連携をとりながら、いじめの事象やその兆候の発見に努めなければならない。特に、いじめは大人の気づきにくい場所（インターネット上を含む）や時間に行われることが多く、またその行為も一見いじめと判断がつかないような場合もある。したがって、いじめは発見しにくいものであるという認識の下で、教職員は互いに情報共有を図りながら、学生の変化やシグナルを見逃さないように心がける。
- (2) いじめの早期発見のために、対策委員会と学生相談室が連携をして定期的なアンケート調査を実施し、必要に応じて対策委員会と学生相談室で調査、対応をする。アンケートは「高専生活に関するアンケート」、「いじめの認知件数等の調査」を含め、年間で合計4回実施する。時期については、対策委員会と学生相談室が決定する。
- (3) いじめを訴えることは、被害者の人権と命を守ることにつながることを、学生に対して日頃より指導するとともに周知をする。いじめに関する相談は、学生相談室が対応の中心となるが、担任を始めとして話しやすい教職員であれば誰に相談をしても良いことを学生に周知し、相談しやすい環境作りに心掛ける。

2・事案調査

- (1) 教職員がいじめに関する相談を受けた場合、又は覚知した場合には、直ちに学生相談室と情報を共有し、対策委員会に報告する。対策委員会はいじめの事実の有無の確認のための調査を行う。その際には、関係学生に対し丁寧な対応で聞き取り調査を行う。なお、寮内の事案については寮務主事を対策委員会に召集し、調査・指導を行う。
- (2) 対策委員会によるいじめの事実確認調査の結果は、校長が高専機構本部いじめ対応支援チームに報告するとともに、対策委員会より被害学生・保護者並びに加害学生・保護者に連絡をする。
- (3) いじめの事実が確認された場合には、学生相談室と対策委員会が中心となって対応し、いじめをやめさせるとともに、再発防止のために、被害学生・保護者に対する支援、並びに加害学生に対する指導と保護者に対する助言などを計画的に行う。また必要に応じて周囲の学生に対する指導を行う。
- (4) 被害学生への調査の際には、学生の自尊感情を高めるように留意しながら、聞き取りを行う。また、学生への調査においては、個人情報の取り扱いなどプライバシーには十分に配慮する。

3・被害学生・保護者への対応

- (1) 被害学生に対する支援として、学生が安心して学校生活を行うことができるよう、学生の不安を除去したり、相談できる環境を整えたりするなど、学生を支える体制を構築する。支援についてはカウンセラーや、状況に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の助力を仰ぐ。
- (2) 必要に応じて、当該学生の見守りを行うなど、学生の安全の確保に努める。
- (3) いじめが犯罪行為として認識されるものである場合には、所轄警察署と連携して対処する。

また、学生の生命や心身、財産などに重大な被害が生じる恐れがある場合には、直ちに所轄警察署に通報し支援を求める。

- (4) 寮内の事案に対しては、寮務主事を中心とした対応チームを編成し、被害学生に対する支援の一端を担うものとする。

4・加害学生・保護者への対応

- (1) 加害学生への指導においては、いじめが人格を傷つけるものであり、生命・身体や財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また加害学生の抱えている問題など、事案の背景にも着目し、当該学生の健全な人格の発達に配慮するとともに、安心・安全を確保する。
- (2) 加害学生の指導に対しても、カウンセラーや、警察機関も含めた外部専門家の助力を仰ぐ。
- (3) 教育上必要がある場合には、学校教育法第 11 条の規定及び「福井工業高等専門学校学生の懲戒に関する規則」に基づき、当該学生に対して適切な懲戒を加える。その際には、加害学生が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人格形成と人間関係を育むよう、人間的な成長を促すことを目的とする。
- (4) 寮内の事案に対しては、寮務主事を中心とした対応チームを編成し、加害学生に対する指導の一端を担うものとする。

5・いじめの解消

- (1) いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも 3 か月以上継続しており、かつ被害学生が心身の苦痛を感じていないと認められた場合、いじめが解消されたと判断する。
- (2) いじめが解消されたと判断されるまで、学生相談室と対策委員会は、被害学生・加害学生の双方の様子を継続的に注視する。被害学生及び保護者に対しては、面談などを通じて心身の状況を確認する。
- (3) いじめの被害の重大さによっては、いじめの解消まではさらに時間を要すると考え、3 か月を超えて注視を続けるものとする。
- (4) いじめの解消後も、事案が再発しないよう、被害学生・加害学生双方を継続的に観察し、必要な支援及び指導を行う。

6・情報開示

- (1) 被害学生及び保護者が対策委員会の議事録、資料の開示を求めた場合には、必要な手続きの後、可能なものについて開示する。
- (2) 被害学生及び保護者が当該事案に関し、第三者委員会により調査を求めた場合、対策委員会は第三者委員会に対して情報提供を行う。
- (3) 過去に発生したいじめに関する事案について、当該学生及び保護者から再調査を依頼された場合には、学生相談室と対策委員会で対応し、調査結果を報告する。

7・重大事案

- (1) 重大事案に対しては、本校が別途定める「福井高専いじめの重大事態への対応について」に従い対応をする。

いじめの「重大事態」への対応について

学生主事

学生相談室長

1. 背景

平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行され、同法においていじめの「重大事態」に係る調査について規定された。また、平成26年7月に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されるとともに、平成28年3月に「不登校重大事態に係る調査の指針」が策定された。しかしながらその後も、学校の設置者又は学校において、いじめの「重大事態」が発生しているにも関わらず不適切な対応があり、事態が悪化した事案が発生した。この中で、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定とともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示された。

2. いじめの「重大事態」とは

いじめ防止対策推進法第28条において、いじめの「重大事態」は以下のように示される。

- 一 いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（1号重大事態）
二 いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（2号重大事態）
※「いじめにより重大事態が発生した」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

※以下に、いじめの「重大事態」の事例を挙げる。

- ① いじめが原因で、自殺を企画した場合（軽傷で済んだ場合を含む）
- ② いじめが原因で、心身に重大な被害を負った場合（心因性の身体反応（嘔吐等）を含む）
- ③ 重大な金品の被害が出た場合（金銭の要求があった場合など）
- ④ いじめが原因で、休学・転学・退学を余儀なくされた場合

なお、同法においては、いじめの「重大事態」が発生した場合には、当該重大事態及び同種の事態の発生の防止に資するため、「調査を行う」ことが規定されている。

3. 福井高専における対応に関する「基本的な姿勢」

福井高専において、いじめを発見し、又はいじめの通報を受けたときは、（その軽重に関係なく）平成29年2月16日策定「福井工業高等専門学校におけるいじめ・ハラスメントへの対応について」に従って、対応（情報集約、認知、関連委員会への報告、委員会の開催、調査、再発防止等の措置、継続的な指導、支援、助言）する。この際、対応の「基本的な姿勢」を以下に定める。

- 被害者及び保護者の、事実関係を明らかにしたい、との切実な思いを理解し、対応に当たる。
- 自らの対応に不都合なことがあったとしても、被害者及び保護者に対して調査結果を適切に説明する。
- 「重大事態」の調査は、当該いじめ事案への対処とともに、同種事案の再発防止が目的であることを認識する。
- 軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしない。
- 被害者及び保護者の心情を害する発言は厳に慎む。
- 自殺事案の場合、自殺に至るまでに学校ができた可能性を検証し、再発防止策を講じる。

4. 福井高専における重大事態の「調査」に関する方針

- 被害者や保護者が詳細な調査や事実の公表を望まない場合であっても、可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。
- 被害者や保護者に対し、学校側から自発的・主体的に調査の実施を提案する。
- 自殺事案の場合、遺族の心情を理解し、時間をとって丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努めながら調査を行う。

5. 福井高専における「重大事態」の発生時の「報告」と初動

- 「重大事態」が発生した場合は、速やかに機構本部に報告を行う。
- 「重大事態」が発生した場合は、第三者委員会（平時から準備を行うことが好ましい）を招集、報告し、調査を依頼する。

6. 福井高専における「重大事態」に至らない事案における「報告」について

- （再掲）福井高専において、いじめを発見し、又はいじめの通報を受けたときは、平成 29 年 2 月 16 日策定「福井工業高等専門学校におけるいじめ・ハラスメントへの対応について」に従って対応（情報集約、認知、関連委員会への報告、委員会の開催、調査、再発防止等の措置、継続的な指導、支援、助言）する。また、「いじめ等対応報告書」に従って事案の概要及び対応（いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どのように対応したのか）を学生主事及び学生相談室長に報告するものとする。
- いじめと認知するかどうか不明な場合は、上記と同じ対応を取るものとする。
- いじめとして認知するまでに至らない事案で、対応が完結したと判断した場合は、当該教員で抱え込むことなく、速やかに、「いじめ等対応報告書」に従って事案の概要及び対応（いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どのように対応したのか）を学生主事及び学生相談室長に報告するものとする。この際、熟慮の上「行わなかった対応」がある場合については、その理由を含め報告するものとする。

現時点で記入可能な事項を記入してください。 提出先： stopijime@fukui-nct.ac.jp

報告日時 令和 年 月 日 ()

学生主事

学生相談室長 殿

報告者氏名 _____

いじめ等対応報告書

(いじめと認知しなかった対応済事案についても報告する)

1 事 件 名 ア. 対応中の事案 (いじめ疑い事案含む) イ. 対応済み事案 ウ. その他
(該当するものに○をつける)

2 発生日時 令和 年 月 日 () (～令和 年 月 日 ())

3 被 害 者 年 科
複数の場合は欄を増やして加筆

4 関 係 者 年 科
複数の場合は欄を増やして加筆

5 事案の概要

6 事案へのこれまでの対応 (いつ, どこで, 誰が, 誰に対して, 何を, どのように対応したのかを記入／検討した結果行わなかった対応がある場合はその理由等を記入)

7 今後の学校の指導・対応について